



「じんけん」ほん (2016.1/No141)

柏圏域地域相談員等研修会 ～障害者差別解消法について～

発行日 2016/1/14

社会福祉法人生活クラブ
柏市地域生活支援センターあいネット
〒277-0004

柏市柏下65-1
ウェルネス柏内
電話：04(7165)8707
FAX：04(7165)8709

目次	
柏圏域地域相談員等研修会	1
かしわ環境フェスタ2015	2
あいネット就労支援準備室より	3
DV被害者支援連絡会議	4
お知らせ	4

ひとこと

あけましておめでとうございます。

今年は丙申の年だそうで、「実を結んだり」「明らかになる」という意味もあるそうです。

何かいいことがあるといいですね。



平成27年度12月14日、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る柏圏域地域相談員等研修会に参加しました。講師は、千葉県健康福祉部障害福祉課障害者権利擁護推進室、瀬谷氏。「障害者差別解消法」についての講義でした。以下、内容の抜粋です。

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

目的・・すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

法の内容・差別を解消するための支援措置

・紛争解決・相談体制の整備→既存の制度(千葉県には条例による仕組みがある)や組織の活用・充実による。

・地域における連携→地域協議会(現在、設置を検討)の設置。

・啓発活動/情報収集等



◆差別の具体事例

<不当な差別的取り扱い>

- ・障害を理由に家やアパートを貸してもらえない
- ・障害を理由にレストランで食事してもらえない
- ・障害を理由にバスや電車に乗してもらえない

<合理的配慮の不提供>

- ・聴覚障害のある人に声だけで話す
- ・視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない
- ・知的障害のある人にわかりやすく説明しない
- ・車イスの人が乗り物に乗る際に手助けをしない 等



◆障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例との関係

・法の施行後も、地域の実情に即した既存の条例(いわゆる上乗せ等含む)は引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されない。

→千葉県には「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」がある。

・なお、法律では、新たな相談・紛争解決機関の設置を規定せず、既存の制度や機関を活用することとしている。→条例に基づく体制を充実・活用

◆千葉県条例で定めた「差別」の定義

条例では、次の2つを「差別」として定義
不利益取り扱い

障害があることを理由として、8つの分野ごとに定める不利益な取り扱いをすること

・合理的配慮の欠如

障害のある方が障害のない方と実質的に同じような日常生活や社会生活を営むために必要な合理的配慮に基づく措置を行わないこと

※「合理的配慮」の内容については個別事案ごとに判断



<感想>

研修には、福祉に携わっている相談員、民生委員、行政の担当課等が参加していました。このような法律ができて、今後より一層障害のある方に対する支援の質が求められると思います。官民間問わず、関係機関と連携し支援していければ、と思いました。



かしわ環境フェスタ2015

平成27年12月5日土曜日、午前11時～午後4時、イオンモール柏1階レストランコートにてかしわ環境フェスタ2015がおこなわれました。

かしわ環境フェスタ2015とは、柏市(環境部)及び柏市ストップ温暖化サポーターが主催する、楽しみながら環境について学ぶことのできる体験型イベントです。

主なイベントは①体験ブース:企業・大学・市民団体等による工作・実験教室、②ステージイベント:表彰式・着ぐるみとのフォトセッションなど③エコスタンプラリー:スタンプを集めれば景品プレゼントです。



その中で『食品ロスを減らして福祉も後押し!』人にも環境にもやさしいフードドライブを』という事で、柏市役所環境部、フードバンクちばと一緒にフードバンクのブースに参加させていただきました。当日のフードドライブでは広報や新聞に掲載された事もあり、多くの方がブースへ来ていただきました。米、うどん、そば、そーめん、パスタ、ラーメン、缶詰、カレー、調味料、お茶、ジュースなど約200kgの寄付を頂きました。当日、ご協力いただきました皆様ありがとうございました。

★フードドライブとは

Food(たべもの)、Drive((寄付募集などの)運動)



★フードバンクとは

食品を集め、必要な方・施設へ提供する活動を行う団体のこと。この活動をフードバンク活動と呼びます。千葉県では「労協船橋事業団(ワーカーズコープちば)」がフードバンクちば立ち上げ、食品の寄付の取りまとめ、各市福祉関係部署・各市社会福祉協議会等と連携して食に困った方々や、福祉施設・福祉団体への食料支援を行っています。



柏市ではあいネットが寄付受付をおこなっています。ご家庭にある食べ物がありませんでしたらお持ちください。

詳しくは、柏市地域生活支援センターあいネットへお問い合わせください。

柏市柏下65-1

ウェルネス柏内

電話: 04(7165)8707

FAX: 04(7165)8709

電子メール:

ainet@kazenomura.jp



あいネット就労準備支援室より

あけましておめでとうございます。就労準備支援室からは、就労についての情報をお届け致します。

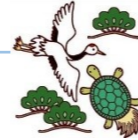


履歴書記入の注意点 No.9

採用担当者に聞いた 書類選考の目的は？

- ・応募資格をクリアしている人は全員面接をするので、全く対象外の応募者を外すため41%
- ・採用できそうな人しか面接しないため、かなり絞り込む29%
- ・採用職種、ポジションによってかなり異なる14%

全く対象外な人材だけをはずすと回答された方の理由は、やはり面接してみないとわからないことが多い
かなり絞り込むと回答された方の理由は、募集している人材要件に近い応募者だけに絞りこみます
ポジションによってかなり異なると回答された方の理由は、マネージメントレベルであれば、かなり絞り込む。
スタッフレベルであれば、多くの応募者と会う。若手採用の場合はあまりこだわらず、未経験以外であれば会って人物重視で採用を行っている為。



こころを健康に保とう！ No.4

ライフスタイルはこころの健康にも大切

ストレスと上手につきあうには、まず毎日の生活習慣を整えることが大切です。バランスの取れた食事や良質の睡眠、適度な運動の習慣を維持することが、健康の基礎固めになります。
また、ストレスがたまったときの対策として、リラックスできる時間を日常生活の中にもつことも大切でしょう。ゆっくりと腹式呼吸をする、ぼんやりと窓の外を眺める、ゆったりお風呂に入る、軽く体をストレッチする、好きな音楽を聴くなど、気軽にできることをまずやってみましょう。お酒を飲んでつらさを紛らわせようとするのは、睡眠の質を低下させ、うつ病等のこころの病気を引き寄せます。

(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」より)



今月の講座案内

講座受講希望の方は日程調整いたします。ご連絡ください。

コミュニケーション講座

面接の模擬をしたり、気持ちが楽になるコミュニケーションの方法をお伝えします。ワークを通してスキルを高めましょう！

キャリア講座

自分を振り返りながら、仕事についても考えてみましょう！

パソコン講座

Word・Excelを通してパソコンの基本的な操作を覚えられるようお手伝いします。マンツーマンが基本ですので、ご自分のペースで練習する事ができます。

職場体験

ディサービス「あじさい」で高齢者が自立した生活ができるようお手伝いをします。車で送迎します。昼食代500円頂きます。



この講座は、生活困窮者自立促進支援法に基づく支援を利用されている方に向けてのプログラムです。対象ではない方で利用希望の方は電話でご相談ください。

DV被害者支援連絡会議



11月10日にDV被害者支援連絡会議が開催されました。この連絡会議はDV被害者支援に係る関係機関及び団体等のより一層の連携を図る為に開催され、本年度から事例検討を通じて各機関の業務と役割について意見交換がなされました。

最初に、千葉県男女共同参画課から市町村におけるDV相談件数は増加傾向にあるが、DVが増えたというより、相談窓口が周知されてきたとの説明がありました。H27年度のDV防止に関する取り組みとしては、広報・啓発活動の推進や相談支援体制の強化等があるとの事。特に、広報・啓発活動の推進においては、「若者のためのDV予防セミナー」として県内高等学校及び大学においてデートDV予防講座を開催したり、「デートDV相談カードの作成・配布」として県内高等学校に在籍する1年生(約60,000名)を対象にデートDV相談カードを配布し、デートDVに関する正しい知識を与えるとともに相談窓口の周知を図る取組をしているとの事。若年層を対象にDVに関する正しい知識や情報を提供する事は、DVの予防の観点からもとても大切な取組みだと感じました。

その後、夫から身体的暴力を受けて健康福祉センターに相談に来たケース(実際には存在しない作成事例)を使って意見交換がなされました。(以下、一部掲載)

- ・離婚調停の際には本人同士が顔を合わせないよう配慮する。過去に加害者に傷害事件があった場合には警察の警備を厚くする等の配慮がある。(弁護士より)

- ・近隣から110番があった場合、夫婦別々に話を聞き、事件として逮捕できる状況かを警察が確認する。夫から妻に暴力があり、怪我がある場合はその場で夫を逮捕する事も有り得る。(警察より)

DV被害者の支援については、家を出た後の安全の確保はもちろん、経済的な支援や住まい確保の支援がとても重要だと感じます。特に、まだ小さなお子さんを抱えて家を出た場合は、学校や進路の問題も絡んできます。各関係機関の役割を共有し、連携をしていくことが非常に重要だと感じました。



お知らせ

こちらのコーナーへ掲載希望の方はあいネットまで
(TEL: 04-7165-8707 FAX: 04-7165-8709)

第7回千葉県障害者グループホーム大会

グループホームで暮らすということ

～変わる制度・変わらない暮らし～



日時 : 平成28年1月24日(日) 10:00~16:00

会場 : 千葉県教育会館(千葉市中央区中央4-13-10)

参加費: 無料 (事前申し込み必要)

内容 : グループホームを取り巻く制度が大きく変化し、グループホームの形も多様化しています。グループホームの歴史を振り返り、「これからの障害者の住まい」のあり方を考えます。

《午前》

シンポジウム「グループホームで暮らすということ」

《午後》

分科会形式で、様々な情報発信や実践報告、座談会等を予定しています。

※ 詳しくは、千葉県障害福祉課の「グループホームのページ」に掲載されている案内チラシをご覧ください。

案内チラシにある参加申込書を記入の上、ファックスでお申し込みください。

申込先: 千葉県健康福祉部 障害福祉課 施設指導班(担当: 和田)

FAX: 043-222-4133 TEL: 043-223-2308